

# 第79回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第4日)

平成29年12月14日(木曜日)

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	矢内 作夫
	11番	石黒 永剛	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	岡本 安夫
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎文昭	書記	鎌田康正
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	平田秀三	総務課長	森下守
	企画防災課長	久保正彦	税務課長	安東文裕
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	大永克司
	高年介護課長	藤木卓	農林振興課長	加藤逸生
	商工観光課長	中石嘉勝	建設課長	横山重明
	上下水道課長	森田善章	上月支所長	和田始
	南光支所長	阿山安秀	三日月支所長	船引和範
	会計課長	高見寛治	教育課長	谷口俊廣
	生涯学習課長	服部憲靖		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

### 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 97 号 平成 29 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）について
- 日程第 2. 議案第 98 号 平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）について
- 日程第 3. 議案第 99 号 平成 29 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 4. 議案第 100 号 平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）について
- 日程第 5. 議案第 101 号 平成 29 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
- 日程第 6. 議案第 102 号 平成 29 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
- 日程第 7. 議案第 103 号 平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案(第 2 号)について
- 日程第 8. 議案第 104 号 平成 29 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
- 日程第 9. 議案第 105 号 平成 29 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 10. 議案第 106 号 佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11. 議案第 107 号 佐用町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12. 議案第 108 号 佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13. 議案第 109 号 平成 29 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）について
- 日程第 14. 議案第 110 号 平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 15. 議案第 111 号 平成 29 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）について
- 日程第 16. 議案第 112 号 平成 29 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 4 号）について
- 日程第 17. 議案第 113 号 平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 18. 議案第 114 号 平成 29 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
- 日程第 19. 議案第 115 号 平成 29 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 20. 議案第 116 号 平成 29 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 21. 議案第 117 号 平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 22. 議案第 118 号 平成 29 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）について
- 日程第 23. 議案第 119 号 平成 29 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 2 号）について
- 日程第 24. 議案第 120 号 平成 29 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 25. 議案第 121 号 平成 29 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）について
- 

午前 0 9 時 3 0 分 開会

議長（岡本安夫君） おはようございます。

今朝、ちょっとうっすら雪も降ったということで、長期予報では、今年は、大雪になるんじゃないかということで、少し、そういう心配もあるんですけども、いずれにしても早朝より、皆さんおそろいでご出席を賜り、まことに御苦労さまです。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、直ちに日程に入りますが、日程第1から日程第9までにつきましては、12月6日の本会議で、提案に対する当局の説明は終了しておりますが、議案第97号、平成29年度佐用町一般会計補正予算案（第4号）について、町長から追加説明がありますので、よろしくをお願いします。

町長、庵逄典章君。

町長（庵逄典章君） 皆さん、あらためまして、おはようございます。早朝から御苦労さまです。

補正予算のご審議をいただくわけではありますが、これ既に、説明をさせていただいているんですけども、その後、私のほうから、少しこれ、もう少し、補足説明をしておかないと、今後また、新たな、新年度の予算を計上させていただきましますので、そういうこともありまして、それを踏まえて、ご審議をいただきたいということで、ご審議いただく前に、追加説明をさせていただきたいと思っております。

この19ページ、予算書になるのですけれども、教育委員会、教育費の社会教育費、文化財保護費の委託料として、今回、300万円の計上をさせていただいております。

これは、皆さんに、いろいろとこれまでも、ご説明をさせていただいておるとおり、利神城跡が、国の指定を受けまして、それを契機として、町内の歴史的・文化的資源の活用計画の策定事業として追加費を計上させていただいたところでもあります。文化財の伝承プロジェクトというのを、これから取り組んでいこうということで、計画をし、この事業を地方創生の推進交付金として、国のほうに申請を行いまして、その認定が11月に最終的に認定をいただけたということです。

今年度につきましては、非常にまた、残りが期間的にもわずかであります。そういう中で、この地方創生交付金は、3年間ということのくりがあるんですけども、これまでも、ほかの交付金も、この事業も同じなんですけれども、3年間ということなんですけれども、1年ごとに、年度ごとに申請をしていくという。それによって、以前も1年目で、2年目は、それから認定がされないという、そういうこともありました。その事業から外されたというようなことがあって、いろいろと国のほうにも抗議したところもあったんですけども、そういう同じ交付金であります。

そういう事業でありまして、今回、この平成29年度におきましては、300万円の事業費を計上させていただいて、来年度、新年度予算で1,000万円の予定をしております。

ともに、これはそうした計画策定にかかるソフト事業ということでありまして、それから、その再来年度、平成31年度、さらにその計画を行いましたものを事業実施、ある程度、これソフト事業という形になるのですけれども、そういうものをまとめたものを、事業化に向けて、さらに進化させていくという事業で、1,000万円ということで、当初に、国のほうに申請しておりますのは2,300万円の3年間事業として国の内示を受けているところでもあります。

そういう当該補助金制度のルールに従って、先ほど、申しましたように、次年度以降も毎年度、補助申請を行って予算計上をさせていただくという形になります。

今回、上げているのが、300万円だけの内容で提案説明をさせていただいておりますので、そういうこの地方創生交付金事業というのは…交付金事業というのは…成果…内容の

事業だということを、改めて、補足の上、説明をさせていただきます。

この交付金の補助率は2分の1の補助率ということであります。

以上、補足説明させていただきました。後また、ご審議のほうをよろしくお願い申し上げます。

議長（岡本安夫君） 追加説明が終わりましたので、順次、質疑、討論、採決を行います。  
それでは、よろしく申し上げます。

---

#### 日程第1．議案第97号 平成29年度佐用町一般会計補正予算案（第4号）について

議長（岡本安夫君） それでは、日程第1、議案第97号、平成29年度佐用町一般会計補正予算案（第4号）についてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） まず、歳入で7ページから8ページにかけての町債についてです。  
合併特例債ということで、歳出で、それぞれそれに伴う事業があるんですけど、合併特例債の活用について、合併後、10年以上経過しております。それで、合併特例債は、合併後の一定期間の有利な借金ができる制度ということで、佐用町で活用がされているんですけど、これまで、全体でどのような使われ方をしてきたのか。  
それから、今後、もう期限としては、幾らかあるかと思うんですけど、そこらへんの実態について、この関係で説明お願いしたいんですけど。合併特例債について。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これまで、合併特例債を活用して、事業を行ってきた内容につきましては、その都度、予算計上もさせていただいて、議員も十分、それぞれの事業につきましては、承知いただいていることと思います。

それで、あと合併特例債も、当然、与えられた総額というのが、当初、額がありまして、その残りになりますけれども、今、約30億円ぐらいの特例債が、まだ、発行可能という形になっております。

これも5年間のいわゆる延長がありまして、あと残りが3年間ぐらいで、もう3年間余りになるわけですが、その間に、これを有利に活用させていただいて、必要な事業を行っていきたいということを考えております。

今後、そのために、各課からも、いろいろとこれから取り組まなければならない事業におきまして、合併特例債だけではなくって、当然、過疎債とか、そうしたほかの事業によって、認められる、できるだけ有利な、そうした財源を活用していくということになるんですけども、合併特例債につきましても、そうした、できるだけ事業として、有利に展開できるように、この残りの3年間の活用計画というのを、今、取りまとめを行ってお

ります。

主な事業といたしましては、例えば、公共施設等、廃止になります、例えば、旧クリーンセンターの除却、そういうものも特例債の対象としていいということになりましたので、そういうものでありますとか、朝霧園、残っております大きな事業としては、これも老朽化をして、早く施設の建て直しを行っていかねばなりません。こうした施設の建設にも充てていきたいというふうに考えております。

また、道路の改良とか、細々したものもありますけれども、限られた財源でありますので、そういうものを、できるだけ無駄なく有効に活用できるように計画をしております。

議長（岡本安夫君） はい、ほかにありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 全体として、予定していた合併特例債の活用金額。それから、今、これだけ使われて、最後、あと 30 億円ですか、可能な財源として、期限としては 3 年間の中で活用していくということだったんですけど、その都度、説明してきたということなんですけれど、全体がわかるように、ちょっと説明してください。

〔山本君「議長」と呼ぶ〕

議長（岡本安夫君） はい。

9 番（山本幹雄君） これな、今の質問な、一般質問ですので、これに対する質疑じゃないやん。なっ。言っておる意味わかる？これ、合併特例債全般、この質疑いうのは、ここに提案されておる内容について聞くべきであって、今のは違う、合併特例債の話しよんやろ？

議長（岡本安夫君） いやいや…、まあ、そうなんですけど。

9 番（山本幹雄君） だからもう、そんなん、今、町長もすっと出てこえへん話やろ？パッと出るん？こんなん、はっきり言って、今までやってきたことやでな。

13 番（平岡きぬゑ君） いやいや、私は、

9 番（山本幹雄君） だから、本来…

議長（岡本安夫君） ちょっと待って、

13 番（平岡きぬゑ君） 質疑、私、しているのです、勝手にやって…

議長（岡本安夫君） ちょっと待って、はい、待ってください。

答えられます？今すぐ。

[平岡君「答えられたら教えてください」と呼ぶ]

町長（庵途典章君） 答えられますけれども、今までも少なくとも合併特例債の額とか、その内容については、ずっと私たちも、その都度説明もしてきております。それは、それで、了解していただいた上で、次の展開の中の話をしていただきたいなど、私は、思います。

合併特例債総額で 115 億円でありましたし、それから基金に造成しましたし、その残りも約 30 億円という話もしましたし、その都度、どういう事業に充ててきたかと言われても、その細かく、たくさんのものでやっていますからね、ここの今、私は、今、山本議員が言われるように、補正予算の中で話をする内容ではないというふうに思います。

議長（岡本安夫君） ほかに続けて。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） いやいや、合併特例債のことについて、その関係することについて、議員が質疑することは、今、ここの場でするべきではないという発言については、問題があります。

議長（岡本安夫君） ちょっと、そういう意見じゃなくて、質疑を、ちゃんとしてください。

13 番（平岡きぬゑ君） だから、合併特例債については、全体で 115 億円。その後、その都度、説明してきたというわけですけど、資料的に出していただけると、私は、理解します。よろしくお願いします。

議長（岡本安夫君） はい。

[岡本義君 挙手]

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 出してもらえるんですか。質問しています。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） それでは、議員からの依頼がありましたので、こちらのほうで、年次的に数字的な面が推移がわかるような資料として、議員さん皆さんのほうに、後ほど議会事務局を通じて提出するというので、ご了解願いたいと思います。

議長（岡本安夫君） はい、そういうことで、はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 9ページ、65目の防犯対策費の中で、防犯カメラ設置補助金、これは4万円ですけれど、どこへ設置したんですか。この分。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 防犯カメラにつきましては、県の補助金が採択されたものについて、町が4万円を補助することにしておりますけれども、平成29年度で6団体採択を受けました。それで、それぞれ、三河地域づくり協議会、それから小山集落、広山集落、山脇集落、宝蔵寺集落、栄町集落という形で受けましたので、当初、5つの採択受けるという予定しておったんですけれども、6つ採択受けましたので、1台分を追加補正させていただいたわけでございます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 同じく9ページの下の方ですね、10目、町税総務費の39万1,000円の登記情報提供サービス利用料、これにつきまして、詳しく述べてみてください。

〔税務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、税務課長。

税務課長（安東文裕君） 失礼いたします。

登記情報の分につきましては、これは法務局と電子データという形で、登記簿謄本等が取れる仕組みになっております。

本来であれば、通常は約2,100件程度、登記情報という形で、所有権とか字限図、そういうのをとるわけでございますけれども、今年度、全棟調査のほうを行っております、いろいろ問い合わせがあったり、また、登記関係のほうを調査する必要があるまして、約1,000件余り増えているということで、このたび、補正のほうをさせていただくようになっております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） ほな、それは、どなんですか。今までだったら、足運んで、向こうで、いろいろ字限図等とか、謄本なんてしよったけど、これが全部ネットでいけるというやつやね。

そこらへんの中身を、ちょっと聞きたいと思います。

〔税務課長 挙手〕



議長（岡本安夫君） はい、税務課長。

税務課長（安東文裕君） 本来であれば、事前に法務局行った場合は、字限図とか登記簿謄本取れるわけですがけれども、これにつきましては、通常は、一般のお客さんにつきましても、町民の方が来られても、登記情報の確認、それから字限図、それから地籍測量図とかいうのがありまして、それを法務局まで行かれなくても取れるシステムであって、通常、そういう形で手数料いただいて、取らせていただいております。

それで、あと全棟調査の分につきましては、ある程度、最初にわかっておる分については、法務局でいただいておりますけれども、やはり緊急等がありまして、問い合わせ等がある確認する場合がありますので、取らせていただくという形になっております。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） 11 ページ、15 款、民生費、20 目、障害者福祉費の障害児通所支援事業 540 万円で、まず、要因、評価、それから対象施設、わかる範囲内で、まず、教えてください。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） ご質問の障害児通所支援事業の、この 540 万円の補正でございますが、放課後等デイサービスという施設の利用がございまして、佐用町に、この 4 月に円光寺につぼみという事業所がございまして、この利用が当初見込んでおるより多くなりましたので、補正させていただきます。

以前は、テクノにあります、たんぼぼという施設の放課後等デイを町内の方も利用されておりましたが、昨年までは月の利用日数が 13 日という、これ佐用町だけの施設ではございませんので、宍粟市、上郡町、たつの市さんらも利用されますので、1 日当たり 13 日という制限を設けておりましたが、今回、佐用町にも町内に施設が、このつぼみというので、利用日数も 23 日というふうに、ちょっと改正しておりますので、若干、利用のほうが増えております。

当然、今まで使われております、たんぼぼさんも使われておりますし、つぼみさんのほうも、定員が 10 名となっておりますので、その範囲内の利用となっております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） 私、町内初めての施設ということで、見学にも行かせていただき、

お話も聞かせていただきました。

体制としては、すごく充実しているし、先ほど、課長が話がありましたように、定員 10 名が 10 名、もう超える状況と。

それで、実際に通所されている方は、上郡からが 3 名ないし 4 名ということで、上郡には、そういう施設がないということで、10 名定員超える日もあるということなんですけれども、利用が 14 日、28 日というのが、タイプとしてあると思うんですけれども、ここを、また、定員を増やすというようなことも、話をされておるわけですがけれども、要するに、ニーズの調査というのは、どんなふうにお考えでしょうかね。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 現在、今年度、障害者福祉計画のほうを作成しております、その中で、アンケート等を取りまして、ニーズも含めて、利用の計画の数字等計画しております。そのへんの範囲内、そのデータをもとに、作成はしておりますが、このデイサービス、この長谷のえん花園さんも放課後等デイをされるというふうには、当初、そういう計画等もございますので、つぼみさんも具体的に人員を増やすとかいうことは、まだ、お聞きはしていません。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） そのつぼみは、定員を超えている状況があります。

それと、ここが例えば、今、10 名ですがけれども 20 名という形になると。

課長、今、言われたように、長谷の保育所を使っている小野の駅、ここもプレゼン資料では、放課後等デイサービスをやると、そういうことで、我々は聞いておりますけれども、それは可能なんですか。そういう 2 つができて。

例えば、つぼみさんが 20 名、えん花園さんが例えば 10 名というのは、要するに、そのニーズというところについては、それは可能なんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 具体的な、まだニーズのほうの、アンケート等の調査を実施しておりますが、具体的な数字は出しておりませんが、実績等を見まして、どれぐらいな利用、ニーズがあるかというのは、これから出てくると思いますが、ただ、予算。当然、この施設におきましても、スタッフの関係とか、特に放課後等デイサービスにつきましては、この平成 29 年の 4 月から配置の要員等が少し厳格化されましたので、そのへんの影響もありますので、配置基準、以前は、あまり資格要件が問われなかった分が、少し厳しくなっておりますので、そのへんも含めて、多分、事業所のほうは計画されているのではないかなと思います。

ただ、ニーズとしては、もう少しあるのではないかなというふうには思っております。

議長（岡本安夫君） ほかに。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 15 ページ、15 目の林業振興費の補正で 1,500 万円から上がっております。

町単独造林事業補助金で 1,270 万 6,000 円。この分については、どこの部分で造林されたか。

そして、今年、主だった造林のどこについて述べてみてください。

それから、下の森林保全間伐促進事業費補助金についても、同じように、ちょっと説明をお願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 町単独造林事業補助金につきましては、町内森林組合と、ほか 2 業者さんで、3 業者ございますが、そこの地区が、その造林事業と TPP 関連事業、それから、重要水源林事業というような形で、間伐や作業道の設置の事業を計画、実施しております。

具体的に、どの箇所というのは、ちょっとあれなんですけれども、件数としましては、造林事業、TPP 事業の関連で、6 団地と、重要水源林事業の関係が 3 団地の予定で補正をさせていただいております。

それから、その下の森林保全間伐促進事業補助金につきましては、これは間伐実施した地域につきましては、5 万円の補助をする事業でございますが、これにつきましては、全体としまして 178.41 ヘクタールの 5 万円という形で 892 万円余りを支出予定でございますので、不足額の 292 万 1,000 円を補正させていただいたということでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） これ間伐、補助が出るんやけれど、個人で、今、木材価値が、ちょっと低下してしまっていて、あまり山にみんな気が行かんようでございますけれど、そういう、どう言うんですか、申込みの、個人で間伐やってくれというような人は多いんですか。そこらへん全然少ないのか、そこらへんについては、どんななか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） ちょっと、個人でというのは、ちょっとわからないんですけど

も、この事業につきましては、林班とか区域計画の経営計画を策定していただいて実施するということになっておりますので、それぞれの事業所さんが、そういった推進なりもしていただいているのではないかというふうに思っております。

申し訳ございませんが、個人で、申し込みがどうかというのは、ちょっと把握しておりません。

議長（岡本安夫君）                   ほかに。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君）                   金谷議員。

8番（金谷英志君）                   19ページの、先ほど、町長が追加説明された45款、教育費の中の40目、文化財保護費の中、佐用の歴史と文化を磨く未来伝承プロジェクト策定委託料ですけれども、3年間にわけて交付金を受けるということですが、これ一体のものとして3年間、債務負担行為なりしていることが考えられると思うんです。この300万円について内容。次、次年度は1,000万円ということですが、この補正予算に上げている300万円の委託料の内容は、どんなものでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君）                   教育課長。

教育課長（谷口俊廣君）           お答えをいたします。

まず1点目の債務負担行為補正をとらないということにつきましては、冒頭、町長のほうから追加説明の中でも、若干触れておりますが、この地方創生推進交付金の補助金制度のルールによって、毎年度の申請ということで、これは3年の担保ができないということの事業でございますので、毎年度申請をして、国の認可を得てということのルール上、そういうことをとっております。

それから内容につきまして、この平成29年度、今回の補正の300万円につきましては、この未来伝承プロジェクトの計画策定委託ということで、事業内訳につきましては、計画策定するのに必要な、まずは町内の町内に点在します歴史的・文化的資源のきっちりした現地調査と価値の検証をしたい。

それから、2点目に全体計画のやはり大枠な大綱をつくりたい。

それから、3点目は、この計画づくり、今後の推進に必要な、これ全町体制でとりますので、町内ワーキング組織、あるいは町内の関係するいろんな団体の方々との調整、あるいは研修をしたい。こういう計画を今のところしております。以上でございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君）                   金谷議員。

8番（金谷英志君）                   そういう全体の計画を立てるということで、これで300万円いうて、その、いろいろ研修なんかもある。

今これ年度、あと少ししかありませんけれども、それで300万円。ちょっと、全体計画

立てるんでしたら職員もできますし、委託してまで、その金額はどうかと思うので、そのやっぱり委託するとなれば、それだけの調査なんかも、それは委託先でやられるんでしょうけれども、町内の方の歴史の関係の方については、ある程度、職員が把握していますから、課長らも把握しておられますから、その中で、ある程度職員で、そういう全体計画はできるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） 今回のこの事業につきましては、概要につきましては、過日のこの全協あるいは、今月 12 月に発行いたしました広報さようのほうで、その概要については、ご案内しているところでありますが、実質、計画策定が目的ではございません。

我々が目指していますのは、今回、利神城以外、数ある佐用町の財産である歴史資源・文化資源を保存とともに活用の好循環を生みたい。

1 つには、やはり活用することによって、今、我々佐用町が抱えている課題、いわゆる保存だけではお金を使うだけだと。経済的価値、それから担い手、そうした活性化につなげていきたいという、大きな、この目標がございますので、今後、計画、きれいな絵を描くことが目的ではございませんので、この計画策定に当たって、今後の実施にやはり知恵を出していただく、同時に携わっていただく、プロデュースもしていただくというふうな、そういう法人、団体を、今、物色して、こういう方々とともに、外の目も入れながら、町の我々職員だけではなしに、町民だけではなしに、そういう方々も交えて、この実効性の高いものをつくり上げていきたいという観点で、外部の法人に依頼をしたいという考え方を持っております。

それから、計画策定に当たりまして、この平成 29 年度、残りも 3 カ月しかございませんので、冒頭、町長が追加で説明させていただきました来年度につきましても、今年度着手をして、今年度だけでは、到底、佐用町内、広い点在する資源に関しての検証、あるいは地域での話し合いというものも、これは無理ですので、今年、来年にかけてきっちりやっていきたいという考え方を持っております。

議長（岡本安夫君） はい、よろしい？

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） 今の、どこへ委託するんですか。これは。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） お答えします。

今回、補正で計上させていただいておりますので、補正が通れば、早急に委託先については、契約したいということで、今、調査中でございます。

7 番（岡本義次君） はい。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 19 ページの 43 目、利神城跡等国指定推進事業費の中の 8 節、報償費、15 万 3,000 円についてお尋ねします。

利神城跡保存活用計画策定委員の謝金ということになっているんですけど、メンバーであるとか、そこらへんの具体的な内容について、お願いします。説明ください。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） お答えをします。

委員の謝金でございますが、現在、案として委員構成のほうは、当然、考えてございます。15 名以内の委員構成を考えておまして、このうち 5 名が、いわゆる専門家。

具体的に申し上げますと、歴史文献の専門家。

それから、2 人目には、町並み保存、建築の専門家。

それから、3 人目が石垣そのものの専門家。

それから、環境デザイン、ランドスケープに造詣の深い方。

それから、地盤工学、土木に強い方。

この 5 名の専門家を外から招いて、あと 9 名は地元の方、地域代表、あるいは活用に関して特に関係ある観光協会ですとか、商工会ですとか、それから、地元の方ということで、9 名ほど、今、計画をしております。

それとプラス、オブザーバーとしまして、委員ではないオブザーバーとして、文化庁、それから、県の文化財課、こういう方も入っていただいて、委員会を構成したいというふうに考えております。

議長（岡本安夫君） ほかに。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 続けて？同じこと？

13 番（平岡きぬゑ君） 同じことね。今のね。

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） それで、指定受けたのが、近々ですから、あれなんですけれど、これは、いつごろからスタートするというのか、状況になるんですか。今の、さっきのんです。

[教育課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） 補正予算、お認めいただければ、すぐに人選交渉をさせていただいて、資料づくりをして、年明け、2月ぐらいに第1回の委員会を開催したいというふうに思っております。

[岡本義君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 20ページと21ページにわたりますけれど、土木の分で、2,000万円、それから下の2,200万円、これらについて、どこの部分で、どういう中身のものをやろうとしておるのか、大きなものだけでよろしいで、説明願います。

[農林振興課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） お答えします。

20ページの農林水産施設災害復旧費でございますが、この2,000万円につきましては、地区ごとに申し上げますと、佐用地区が22件、上月が24件、南光16件、三日月6件ということで、計68件を予定しております。その中には、補助事業の災害1件がございます、その分も含めましての件数でございます。以上です。

議長（岡本安夫君） 公共。

[建設課長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、建設課長。

[岡本義君「その中身的には、どんなんか、その中身、ある程度」と呼ぶ]

[「(聴取不能)」と呼ぶ者あり]

[岡本義君「人のこと言わんでええんや。いや、災害やけどね。中身的に、どれが、どういうふうになったいう…」と呼ぶ]

[農林振興課長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 中身につきましては、主なものとしましては、農地ののり面の崩壊。それから、水路の土砂の堆積除去。それから、治山関係の谷からの土砂等の流出等

の除去、そういったものが、主な内容でございます。

議長（岡本安夫君） ほかに。

〔建設課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 建設課長。

建設課長（横山重明君） 失礼します。

建設課分の公共土木災害費について、ご説明させていただきます。

9月17日の台風18号と10月22日の台風21号によりまして、災害が発生しております。

17日、台風18号については1件で、21号については16件で、一応、道路災害が合わせて16件で、うち1カ所が河川の災害復旧になります。

大まかな工事内容と言いますと、道路のり面が、土羽部分が崩れて道路に土を押し流したとか、それから、集落から奥の町道部分で未舗装部分の路面の流出があったり、それから谷合から土砂を流して、道路に崩土があったというような内容であります。

議長（岡本安夫君） はい、ほかにありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 20ページの教育費、給食センター運営費の中の委託料、給食費管理システム保守業務委託料17万5,000円について、内容を説明をお願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） はい、お答えします。

給食費のこれまで、前年度までは、職員のほうがエクセル様式で自前でつくっていたものを、きちっと管理できるシステムを今年度導入したわけですけど、当初予算、年度当初早々に見積もりをとって、できるだけ早く着手したかったということがあったわけですけど、これなかなか、相手もございますので、今ある、元々あるデータの移行等々で、かなりてこずりまして、実際のシステムに関して導入できたのが10月ということで、その下のリース料の減額とも関連するんですが、10月1日からリースに入りまして、リース会社と契約し、それと当然、システムのメンテということも、当初予算、これを置いてございませんでした。ということで、今回、10月からの半年分、保守委託料というのを置かせていただいたということでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。



13 番（平岡きぬゑ君） 給食費、小中学校、今、半分になっておりますが、給食費納めると  
いうか、こちらで、給食センターのほうで管理されている。

当然、給食費を無料にすることによって、こういう費用は必要ではないと思うんですけ  
れども、そこらへん、これからのこともありますけれど、これは、今、給食費を半額徴収  
しているから必要になった経費だということによろしいんですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） 今、議員おっしゃったように、当然、給食費をいただいております  
ので、管理するために必要なシステムだということでございます。

議長（岡本安夫君） ほかに。

ほかにないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 97 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 97 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 97 号、平成 29 年度佐用町一般会  
計補正予算案（第 4 号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 2．議案第 98 号 平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）につい  
て

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 2、議案第 98 号、平成 29 年度佐用町国民健康保険特  
別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 98 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 98 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 98 号、平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 3. 議案第 99 号 平成 29 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 3、議案第 99 号、平成 29 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[岡本義君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） 5 ページ、介護サービスのところで、介護サービスの 1 億 1,100 万円。それから居宅、それから地域密着、そして施設介護、それぞれ金額増えてございます。中身によっては、金額違うんでしょうけれど、件数としては、どれぐらいの方がお受けになって、トータルで何ぼぐらいの方がサービス受けられたんか、そこらへんについて、お示してください。

[高年介護課長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

今回の補正につきましては、保険給付費におきまして、9 月で半期を終えましたので、そこで予算の執行率というのを見てみたわけでございます。

それを見ますと、ここに上げております介護サービス等給付費のうち、居宅介護サービスとか、高額介護サービスにおいて 52 パーセントとか、57 パーセントとか、半期であるにもかかわらず半分を超えていると、そういうところに関して、ちょっと足りるしないということで、ここに追加計上させていただいておるものでございます。

お尋ねの件数につきましては、予算とか決算の委員会の時には、そういった資料を持っておるんですが、今回、持ち合わせておりませんので、また、そういう機会をいただきまして、ご報告させていただいたらなど、かように思っております。以上でございます。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） ちょっと、4 ページの歳出、総務費の中の一般管理費、13 節、委

託料 680 万 9,000 円についてお尋ねします。

電算システム設定委託料ということで、ちょっと内容的に、どういうことなのか、説明をお願いします。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

これは、介護保険、ご承知のとおり、過日の第7期に向けた、いろいろご質問いただきました。

それで、介護保険というのは、期ごとに、当然、いろいろな改正が行われるわけがございます。今回は、その改正に対応したシステム改修の委託費用ということでございまして、その内容は、まず1点目が、高額介護サービス費の見直しということで、上限が3万7,200円から4万4,400円になったということは、以前にも申し上げたと思うんですが、それに対応するという事です。

それから、2点目は、過日の一般質問でも申し上げましたが、国の調整交付金というものがあるんですけども、その算出方法が、ちょっと年齢区分が変わるということで、それに対応すること。

それから、介護保険の要介護認定、それは、介護度の程度に応じて半年間とか1年とか、2年とかいうことに決められておって、現在は、24カ月、2年が最高なんですけれども、次の第7期からは36カ月、つまり3年も認めようじゃないかという流れになっておりますので、それにも対応しなければいけないと。

それから、もう1点は、住所地特例というのが、今現在あるわけなんですけれども、それを適用除外施設、いわゆる障害者支援施設、そういったところにも住所地特例を適用しようということが決まっておりますので、それへの対応。

それから最後に、当然、介護報酬の改定、これも申し上げましたけれども、過日申し上げましたが、そういったことにも対応しなければなりませんので、そういった5点ばかりあったと思うんですけども、それへの対応ということでございます。

以上でございます。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第99号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第99号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第99号、平成29年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第3号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 4. 議案第 100 号 平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 4、議案第 100 号、平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 100 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 100 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 100 号、平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 5. 議案第 101 号 平成 29 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 5、議案第 101 号、平成 29 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 101 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 101 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 101 号、平成 29 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 6．議案第 102 号 平成 29 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 6、議案第 102 号、平成 29 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 102 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 102 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 102 号、平成 29 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 7．議案第 103 号 平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案(第 2 号)について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 7、議案第 103 号、平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 4 ページ、一番下、工事請負費の 510 万 4,000 円、これについて、中身的には何だったのかな。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） はい、お答えをいたします。

今回、補正計上させていただきます工事請負費につきましては、天文台の各施設にございますトイレの洋式化ということが概要でありまして、具体的に申し上げますと、天文台の施設の中で、いわゆる町管理施設のグループ棟の時、天文台の北館、南館、食堂棟、管理棟、家族棟、この中で、現在、和式が 11 残っております。

それから、洋式化をされている中で、温水便座がないものもございますので、今回、以前から県のほうに要望しておりましたので、今回、そのうち 20 個ほど、和式を全部洋式化に変え、あと一般の方々が利用されるトイレについては全て温水便座をつけるということで、そういうための工事請負費でございます。以上です。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 103 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 103 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 103 号、平成 29 年度佐用町西は

りま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 8．議案第 104 号 平成 29 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 8、議案第 104 号、平成 29 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 104 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 104 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 104 号、平成 29 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 9．議案第 105 号 平成 29 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 9、議案第 105 号、平成 29 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 105 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 105 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 105 号、平成 29 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

---

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 10 に入ります。日程第 10 から日程第 25 までは、本日追加提出の案件でございますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

---

日程第 10. 議案 106 号 佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 11. 議案第 107 号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 12. 議案第 108 号 佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する

## 条例について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 10、議案第 106 号、日程第 11、議案第 107 号及び日程第 12、議案第 108 号については一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 10、議案第 106 号、佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 11、議案第 107 号、佐用町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について及び、日程第 12、議案第 108 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてを、一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 106 号から議案第 108 号まで一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 106 号、佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

第 1 条及び第 2 条の佐用町職員の給与に関する条例の一部改正ですが、今回の改正は、国家公務員の給与が、本年の 8 月 8 日の人事院勧告に基づき、改定されたことに伴い、本町の一般職の職員の給与においてもそれに準拠した給与改定を実施するため、関係条例の改正を行うものでございます。

主な改正は、民間給与との較差等に基づく改定で、平成 29 年 4 月 1 日に遡及して適用される給料表の改定や、勤勉手当の支給月数の引き上げなどです。

給料表の改定は、平均で 0.15 パーセントの引き上げとなりますが、初任給で 1,000 円の引き上げとなっており、若年層についても同程度の改定となっております。若年層以外は 400 円の引き上げを基本とした改定となっております。また、勤勉手当については、今年度は昨年 12 月期の支給月数の 0.85 月から 0.1 月引上げ、0.95 月とするものでございます。第 3 条の佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例改正につきましては、職員の給料表の改定に伴い、準用している給与月額改定でございます。

続きまして、議案第 107 号、佐用町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、並びに、議案第 108 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきましての提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、先ほど申し上げました一般職の職員の給与の改定に伴い、町長、副町長、教育長並びに町議会議員の期末手当の支給月数を 0.1 月改定させていただくものであります。

以上、議案第 106 号から第 108 号につきまして、ご説明申し上げます。ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第 106 号、議案第 107 号及び議案第 108 号につきましては、本日即決とします。



順次、質疑、討論、採決を行いますのでよろしく申し上げます。

それでは、日程第 10、議案第 106 号、佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。  
これより議案第 106 号、佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は、挙手によって行ないます。  
議案第 106 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 106 号、佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。  
続いて日程第 11、議案第 107 号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 一般職の給与改定に伴った、準拠したという、そのところなんですけれど、なぜ、そういうふうになるのか。準拠という、その根拠ですね。この期末手当を改定する根拠について、明らかにしていただきたいのと、0.1 カ月引き上げということで、算出すればわかるんですが、具体的に 3 特別職について、それぞれ幾らに、引き上げになりますか。その金額も合わせてお願いします。

[総務課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 総務課長。

総務課長（森下 守君） 今回の人勸に関しましては、議員もご存じのとおりだと思います。  
それぞれ、各市町に我々地方公務員も人事院があれば、それぞれ人事委員会で、それぞれ給与改定等を行い、議会の承認を得て給与の改正、上げたり下げたりするのは、これまでの通例でございますけど、佐用町の場合は、人事院等ございませんので、国の人勸に基づきまして、その数字をもとに、以前でしたら兵庫県内の町村会準則ということで行

っておりましたけど、今現在は、各町において、それぞれ審議し議会の承認を得て、給与改定を行っているのが現状ではないかと思えます。

各条例、各市町の条例におきましても、それぞれ職員の一般職員の給与も条例化しております。

それから、今回、議案で提案しております特別職の職員、常勤、町長、副町長、教育長。そして、この後、提案させていただいております町議会議員の皆さんの給与等についても条例等でし、地方自治法の規定に基づきまして、それぞれ一般職、特別職、議員の皆さんの給与改定を、今回、議会に提案して改定をするということの提案でございますので、法令に基づいた提案ということで、ご理解願いたいと思えます。

議長（岡本安夫君）            金額。

総務課長（森下 守君）        ああ、金額ですか。

金額につきましては、条例を見ていただいたら、その月数等で一目瞭然でございますが…。

平岡議員、補正予算でも数字出ますけど…。

よろしいですか。

それでは、0.1月と役職加算がありますので、単純に月数で言えば本俸に0.11という理解でいいかと思えます。

1,000円単位で申し上げますと、町長の場合は8万9,000円。副町長の場合でしたら7万2,000円が、年間です。年間でございます。年間の増になるということでございます。

ですから、今回、補正予算には、16万云々の数字が、後ほど提案があると思えますけど、出ていると思えます。

〔平岡君「教育長は」と呼ぶ〕

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君）            はい。

総務課長（森下 守君）        私、ちょっとメモっておったんですけど、ちょっと、今、出て来ないんですけど、予算書でいきますと、1,000円単位で6万8,000円ということでございます。

議長（岡本安夫君）            はい、ほかにありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君）            はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君）        職員の場合は、いわゆる地方公務員としての労働基本権が制約された、その代償としての人事院勧告に基づいて、その都度、金額が決定されてきています。

そういった点で、それに準拠したということで、その理由を求めたところ、法令に基づいて出しているとは言われましたけれど、特別職の場合、いわゆる自分たちが出して、自分たちで認めていくという、そういうやり方なので、その中で、報酬審議会とか、そうい

うところに、その問題点について、問題というか、そういう事態が起きた場合は、検討しているんですけど、今回の引き上げについては、そういった手立ては打たれているんですか。

[総務課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 総務課長。

総務課長（森下 守君） 特にございませぬ。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 107 号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

一般職員の人事院勧告に準拠して、期末手当を 0.1 カ月、0.11 カ月引き上げるということで、金額は、先ほど言われました町長 8 万 9,000 円、副町長 7 万 2,000 円、教育長 6 万 8,000 円を引き上げる提案ですが、人事院勧告制度は、地方公務員の労働基本権が制約されていることの代償措置として設けられているもので、勤務の対価としての適正な給与の確保を図るものということになっています。

町民の生活は厳しいものがなおあり、暮らしが向上していると言えない中で、特別職の期末手当引き上げという改正には、同意することができません。

以上の理由で反対いたします。

議長（岡本安夫君） 討論ありますか。ほかに。

[石堂君 挙手]

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6 番（石堂 基君） 議案第 107 号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論を行います。

先ほど、質疑の中で明らかなように、町の特別職の職員に対する給与、期末等の手当の支給については、自治法並びに佐用町条例に基づいて、従前から行われております。

今回の改正については、これも先ほど、質疑の中に明らかなように、人事院勧告に準拠する形で、一般職と同様にやると。

特に、今回、期末手当の支給率の改定ですけれども、特別職を対象にした期末手当等についても、従来から、その支給根拠の性格上というのは、一般職と変わらないものがあり、今回の提案説明であるように、人勤に基づく形での引き上げというのは、妥当なものであり、賛成したいと思います。

以上で、賛成討論を終わります。

議長（岡本安夫君） ほかに討論ありませんか。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6 番（石堂 基君） もう 1 点、もう一度言いますが、特別職においては、特に財政的な負担、あるいは住民負担なんかも考慮し、必要な時には給与の減額であるとか、期末手当の引き上げを行わなかった。

特に、災害等の場合は、そういうような対応もとり、これまでも十分に社会通念上考えられる範囲での対応はされている。このことも申し上げて、賛成といたします。

議長（岡本安夫君） ほかに討論ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより議案第 107 号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

この採決は、挙手によって行います。議案第 107 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、多数です。よって、議案第 107 号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 12、議案第 108 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 議員のことですから、当局じゃなしに局長が答えるのかと思うのですが、先ほどの質疑と一緒に。

それぞれの議長、副議長、委員長、議員についての 0.1 カ月の改定ということですが、この額はどれぐらいになりますかね。

〔議会事務局長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、局長。

議会事務局長（尾崎文昭君） それでは、お答えをします。

ご承知のように報酬と 1.1 倍したものが期末手当の基礎額ということになるわけですが、今回、この 0.1 カ月分がプラスされることによって、次のとおりとなる

ところでございます。

議長につきましては、4万700円。それから、副議長につきましては、3万1,900円。議運の委員長につきましては、3万800円。それから、常任委員長につきましても同額でございます。それから、議員につきましては、2万9,700円と、このようになってございます。

議長（岡本安夫君） はい、ほかに質疑ありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） 議案第108号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行います。

議員の期末手当については、昨年も引き上げられており、今回も同率の引き上げで、議長4万700円。副議長3万1,900円。議運・常任委員長3万800円。議員2万9,700円になります。

厚生労働省の毎月勤労統計調査から常用労働者数と賃金を2012年と2016年の比較で見ると労働者数が増えたのは、飲食サービス等が18.9パーセント増。教育、学習支援業で13.7パーセント増。医療・福祉は12.8パーセントとなっています。

一方、賃金は、飲食サービス等は0.6パーセント減。教育、学習支援業は1.4パーセントの減。医療・福祉の賃金は増加しましたが、わずか0.2パーセントにとどまりました。

正社員の賃金の伸び悩みに加え、非正規雇用の増加で賃金が上昇しにくいことが見てとれます。雇用が増えても賃金が下がっているということです。

消費税率の引き上げ、物価上昇などによる実質賃金も低下している経済状況で、議員の期末手当の引き上げは、町民の理解は得られないことを申し上げて、反対討論といたします。

議長（岡本安夫君） 討論ありますか。ほかに。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6番（石堂 基君） 議案第108号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の条例改正は、期末手当の支給割合を100分の217.5から227.5に引き上げるものであります。

これも先ほどの条例、賛成討論の中で申し上げましたように、私たち、佐用町議会の議員に対する報酬・期末手当等の支給根拠につきましては、地方自治法203条並びに佐用町条例に基づいて、これまでも支給をされています。

今回の改正内容については、これも特別職の条例改正の時に申し上げましたように、人事院勧告に準拠し行うということでありまして。

従来から期末手当の支給根拠については、特に地方議員の場合、この人勸の勧告制度に基づき、それを各自治体が準拠する形で、施行してきたものを、同じように、同様に取り扱いを行っているものであります。

その内容からして、先ほどの議案第 107 号同様に、根拠は十分であり賛成の立場で討論を終わります。以上です。

議長（岡本安夫君） ほかに討論はありますか。

ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより議案第 108 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてを、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 108 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、多数です。よって、議案第 108 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

- 
- 日程第 13. 議案第 109 号 平成 29 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）について  
日程第 14. 議案第 110 号 平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 15. 議案第 111 号 平成 29 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 16. 議案第 112 号 平成 29 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 4 号）について  
日程第 17. 議案第 113 号 平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 18. 議案第 114 号 平成 29 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 19. 議案第 115 号 平成 29 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 20. 議案第 116 号 平成 29 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 21. 議案第 117 号 平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 22. 議案第 118 号 平成 29 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 23. 議案第 119 号 平成 29 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 24. 議案第 120 号 平成 29 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 25. 議案第 121 号 平成 29 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 13 に入ります。日程第 13、議案第 109 号から日程第 25、議案第 121 号までについては一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 13、議案第 109 号、平成 29 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）についてから、日程第 25、議案第 121 号、平成 29 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）についてまでを、一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 109 号から議案第 121 号につきまして、一括議題とされましたので、順次、提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 109 号、佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）について、ご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,210 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 130 億 9,149 万 9,000 円に改めるものでございます。

先ほど、承認をいただきました議案第 106 号、佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正、議案第 107 号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正、議案第 108 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正する人件費関係の補正が主なものでございます。

なお、特別会計につきましても同様でございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。歳入は繰入金のみで、基金繰入金 1,210 万円の増額で、財政調整基金からの繰入金でございます。

次に、歳出についてでございますが、各款における補正額は、先ほど申し上げましたとおり、このたびの条例改正によります人件費関係でございます。特別職及び職員の給料、各種手当、共済費、負担金並びに各特別会計への繰出金の増額でございます。

まず、議会費につきましては、59 万 6,000 円の増額でございます。職員の人件費の増額 16 万 3,000 円、議員の皆さまの期末手当の増額分 43 万 3,000 円でございます。

総務費につきましては、289 万 2,000 円の増額でございます。うち、総務管理費におきましては 214 万 7,000 円の増額で、うち、特別職期末手当は 16 万 2,000 円の増額でございます。徴税費、戸籍住民登録費、統計調査費におきましては、それぞれ 52 万 6,000 円、17 万 7,000 円、4 万 2,000 円の増額であります。

民生費につきましては、325 万 4,000 円の増額でございます。うち、社会福祉費におきましては 148 万 9,000 円の増額で、児童福祉費、国民年金事務取扱費におきましては、それぞれ 171 万円 9,000 円、4 万 6,000 円の増額でございます。

衛生費につきましては、132 万 3,000 円の増額でございます。うち、保健衛生費、清掃費におきましては、それぞれ 65 万 1,000 円、67 万 2,000 円の増額でございます。

農林水産業費につきましては、97 万 7,000 円の増額でございます。うち、農業費、林業費におきましては、それぞれ 87 万 7,000 円、10 万円の増額でございます。

商工費につきましては、39 万 7,000 円の増額でございます。

土木費につきましては、100 万 1,000 円の増額であります。うち、土木管理費と道路橋梁費につきましては、それぞれ 26 万 2,000 円、24 万 6,000 円の増額で、下水道費、住宅費につきましては、それぞれ 29 万 5,000 円、19 万 8,000 円の増額でございます。

消防費につきましては、10 万円の増額でございます。

教育費につきましては、156 万円の増額であります。うち、教育総務費におきましては、79 万 3,000 円の増額で、中学校費におきましては、4 万円の増額、社会教育費と保健体育

費におきましては、それぞれ 48 万円、24 万 7,000 円の増額でございます。

以上、一般会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 110 号、平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）についてのご説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13 万 5,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 8,702 万 2,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明を申し上げます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金として、13 万 5,000 円の増額でございます。

次に歳出でございますが、総務費の総務管理費といたしまして、13 万 5,000 円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 111 号、平成 29 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）についてのご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 万 6,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 174 万 8,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。繰入金につきましては、一般会計繰入金として、1 万 6,000 円の増額でございます。

次に歳出でございますが、総務費の総務管理費として、1 万 6,000 円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 112 号、平成 29 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 4 号）についてのご説明をいたします。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 50 万円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25 億 4,186 万 3,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。繰入金につきましては、一般会計繰入金として、50 万円の増額でございます。

次に歳出でございますが、総務費の総務管理費として、50 万円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費を増額をいたしております。

以上、介護保険特別会計補正予算案の提案の説明をいたします。

次に、議案第 113 号、平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 3 号）についてのご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 14 万円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 1,602 万 5,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明いたします。繰入金につきましては、一般会計繰入金として、14 万円の増額でございます。

次に歳出でございますが、民生費の老人ホーム費として、14 万円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上、朝霧園特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 114 号、平成 29 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）についてのご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 16 万 4,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 2,550 万 2,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明いたします。繰入金につきましては、一般会計繰入金として、16 万 4,000 円の増額でございます。



次に歳出でございますが、簡易水道事業費の管理費として、16万4,000円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上、簡易水道事業特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第115号、平成29年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万5,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,591万1,000円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明いたします。繰入金につきましては、一般会計繰入金として、29万5,000円の増額でございます。

次に歳出でございますが、公共下水道事業費につきましては、29万5,000円の増額でございます。うち、管理費におきましては13万7,000円、事業費におきましては15万8,000円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費の増額でございます。

以上、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第116号、平成29年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第3号）についてご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万3,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,722万1,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。繰入金につきましては、一般会計繰入金として、9万3,000円の増額でございます。

次に歳出でございますが、生活排水処理事業費の農業集落排水施設管理費として、9万3,000円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上、生活排水処理事業特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第117号、平成29年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第3号）についてのご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億801万1,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明いたします。繰入金につきましては、一般会計繰入金として、8万8,000円の増額でございます。

諸収入につきましては、雑入14万9,000円の増額で、天文台公園運営委託金の人件費増額分でございます。

次に歳出でございますが、教育費の社会教育費として、23万7,000円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上、西はりま天文台公園特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第118号、平成29年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第2号）についてのご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万2,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,910万円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。繰入金につきましては、一般会計繰入金として、11万2,000円の増額でございます。

次に歳出でございますが、笹ヶ丘荘費の笹ヶ丘荘管理運営費として、11万2,000円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上、笹ヶ丘荘特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第119号、平成29年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第2号）についてのご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万円を追加をし、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ 2,427 万 2,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明いたします。繰入金につきましては、一般会計繰入金として、5 万円の増額でございます。

次に歳出でございますが、総務費の総務管理費として、5 万円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上、歯科保健特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 120 号、平成 29 年度佐用町農業共済特別会計補正予算案（第 3 号）についての説明をいたします。

今回の補正は、収入・支出予算の総額に、収入・支出それぞれ 15 万円を追加し、収入・支出予算の総額を収入・支出それぞれ 1 億 1,685 万 4,000 円に改めるものでございます。

まず、収入から説明をいたします。業務勘定の共済事業収益につきましては、15 万円の増額でございます。うち、営業収益におきまして、15 万円の増額で、受取補助金の増額でございます。

次に支出でございますが、予算書 2 ページをご覧ください。業務勘定の共済事業費用につきましては 15 万円の増額でございます。うち、営業費用におきましては、15 万円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費の増額でございます。

第 3 条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を定めるもので、14 万 6,000 円を増額して、2,191 万 4,000 円とするものでございます。

第 4 条につきましては、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額 1,937 万 7,000 円を 1,952 万 7,000 円に改めるものでございます。

以上で、農業共済事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 121 号、平成 29 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）についてのご説明いたします。

第 2 条の収益的収入及び支出につきましては、支出の第 1 款、水道事業費用の第 1 項、営業費用を 5 万 3,000 円増額して、水道事業費用の予定額を 2 億 3,792 万 7,000 円にするものでございます。

第 3 条の資本的収入及び支出につきましては、第 1 款の資本的支出のうち、第 1 項、建設改良費を 5 万 4,000 円増額し、資本的支出の予定額を 1 億 8,220 万 1,000 円にしようとするものであります。

第 4 条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を定めるもので、10 万 7,000 円を増額し、1,500 万 9,000 円とするものであります。

以上、佐用町水道事業会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

以上で、議案第 109 号から議案第 121 号までの補正予算につきまして、一括して提案説明をさせていただきました。ご審議賜りご承認いただきますように、お願い申し上げます。提案の説明を終わります。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明は終わりましたが、1 時間半経過しておりますので、ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開を午前 11 時 15 分とします。

午前 11 時 00 分 休憩

午前 11 時 14 分 再開

議長（岡本安夫君） 少し早いんですけども、全員おそろいですので、休憩を解き、会議を再開します。

先ほど、提案に対する当局の説明は終わっておりますので、ただ今、議題にしておりま  
す議案第 109 号から議案第 121 号までにつきましては、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行いますのでよろしくお願い致します。

それでは、日程第 13、議案第 109 号、平成 29 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）  
についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 109 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 109 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 109 号、平成 29 年度佐用町一般  
会計補正予算案（第 5 号）については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 14、議案第 110 号、平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案  
（第 3 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 110 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 110 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 110 号、平成 29 年度佐用町国民

健康保険特別会計補正予算案（第3号）については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第15、議案第111号、平成29年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第111号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第111号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第111号、平成29年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第16、議案第112号、平成29年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第112号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第112号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第112号、平成29年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第4号）については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第17、議案第113号、平成29年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 113 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 113 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 113 号、平成 29 年度佐用町朝霧  
園特別会計補正予算案（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。  
続いて日程第 18、議案第 114 号、平成 29 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案  
（第 2 号）についてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 114 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 114 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 114 号、平成 29 年度佐用町簡易  
水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。  
続いて日程第 19、議案第 115 号、平成 29 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別  
会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 115 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 115 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 115 号、平成 29 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 20、議案第 116 号、平成 29 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 116 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 116 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 116 号、平成 29 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 21、議案第 117 号、平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 117 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 117 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 117 号、平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 22、議案第 118 号、平成 29 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 118 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 118 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 118 号、平成 29 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 23、議案第 119 号、平成 29 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 119 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 119 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 119 号、平成 29 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 24、議案第 120 号、平成 29 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 120 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 120 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 120 号、平成 29 年度佐用町農業  
共済事業特別会計補正予算案（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。  
続いて日程第 25、議案第 121 号、平成 29 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）  
の提出についてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 121 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 121 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 121 号、平成 29 年度佐用町水道  
事業会計補正予算案（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

---

議長（岡本安夫君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。  
お諮りします。  
明日 12 月 15 日から 21 日まで本会議を休会したいと思います。これにご異議ありま  
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。  
次の本会議は、12 月 22 日、金曜日、午前 9 時 30 分より再開しますので、ご承知おき  
くださいますようお願いいたします。  
それでは、本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。



午前 11 時 25 分 散会

---